特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
12	災害対策基本法に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
本町は、災害対策基本法に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
石井町長

公表日
令和5年5月10日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	災害対策基本法に関する事務
②事務の概要	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、災害が生じた場合に被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況等を一元的に集約した被災者支援台帳を作成する。 災害対策基本法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、被災者支援台帳を作成するにあたり特定個人情報を利用する。 ①被災者支援台帳の作成 ②被災者への「り災証明書」、被災家屋の所有者への「被災家屋証明書の発行」 ③様々な義援金の給付と生活支援金の貸付管理などの各種支援 当該事務に係る申請については、窓口及び郵送での書類の受入のほか、一部をサービス検索・電子申請機能での受領により受け付ける。
③システムの名称	被災者生活再建支援システム 中間サーバ サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
被災者台帳ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一　第36の2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】別表第二　第56の2項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	危機管理課
②所属長の役職名	危機管理課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	石井町総務課 〒779－3295　徳島県名西郡石井町高川原字高川原121－1 088－674－1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	石井町総務課 〒779－3295　徳島県名西郡石井町高川原字高川原121－1 088－674－1111

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年5月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年5月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月16日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	いのちを守る防災・危機対策課	防災対策課	事後	
平成28年9月16日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	いのちを守る防災・危機対策課長	防災対策課長	事後	
令和1年6月21日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	防災対策課	危機管理課	事後	
令和1年6月21日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	防災対策課長	危機管理課長	事後	
令和1年6月21日	Ⅳリスク対策		新様式に対応	事後	
令和3年9月1日	4. 情報ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和5年5月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要		当該事務に係る申請については、窓口及び郵送での書類の受入のほか、一部をサービス検索・電子申請機能での受領により受け付ける。	事後	
令和5年5月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	被災者支援システム 中間サーバ	被災者生活再建支援システム 中間サーバ サービス検索・電子申請機能	事後	